

令和7年度 東京都感染症医療支援ドクター

募 集 要 項（期限延長）

令和6年8月30日

東 京 都

東京都は、長期的な視点で感染症の臨床又は公衆衛生に専門的に携わる医師を養成し、有事の際、都の感染症対策に協力を求める専門医を安定的に確保することを目的に「東京都感染症医療支援ドクター事業」を実施しています。

この度、感染症医療の支援に意欲を持つ「東京都感染症医療支援ドクター」（以下「感染症医療支援ドクター」という）の、令和7年度募集を行います。

1 募集内容

- (1) 採用の身分 東京都の常勤職員（地方公務員）
なお、採用時は、課長代理級医師として採用されます。
- (2) 採用予定日 令和7年4月1日
- (3) 採用予定数 3名程度

2 採用後の勤務

採用後の所属は、原則、東京都保健医療局感染症対策部となります。

専門医等へのキャリアパスを実現できるよう、以下の3種類のコースを設けています。

採用選考に応募する際に、いずれか1つのコースを選択します。

専門研修及び支援勤務等の時期や期間については、本人の希望や専門性等を総合的に考慮し、個別に調整の上、決定するものとします。

(1) 感染症専門医コース

ア 期間

原則として、採用後5年間勤務することとし、3年間を専門研修期間、2年間を支援勤務期間とします。

イ 専門研修

日本感染症学会認定研修施設等の施設において、日本感染症学会が資格認定を行う感染症専門医の取得を目指すための専門研修となります。研修先は、本人の希望を考慮し、当該施設等と調整の上、都が決定します。

ウ 支援勤務

主に都立病院や感染症指定医療機関、その他感染症患者の受入れを行う医療機関、保健所等へ派遣の上で支援勤務を行います。勤務先は、本人の希望や専門性等を総合的に考慮し、都と支援勤務候補先機関とで協議の上、都が決定します。

(2) 感染症疫学専門家コース

ア 期間

原則として、採用後5年間勤務することとし、3年間を専門研修期間、2年間を支援勤務期間とします。

イ 専門研修

国立感染症研究所が実施する実地疫学専門家養成コース(以下「FETPJ」という。)へ応募するため、採用後1～2年目は、保健所等での専門研修において、指導を受けていただきます。FETPJの選考合格時は、次年度よりFETPJの研修員として、国立感染症研究所へ派遣となります。

ウ 支援勤務

主に保健所等の行政機関で支援勤務を行います。勤務先は、本人の希望や専門性等を総合的に考慮し、都と支援勤務候補先機関とで協議の上、都が決定します。

(3) 感染症コアリーダー養成集中コース

ア 期間

原則として、採用後3年間勤務することとし、1年間を感染症専門研修期間、2年間を本人の希望等を踏まえた研修期間とします。なお、本人の希望等に応じて5年間まで延長することができます。

イ 専門研修

都立病院における感染症専門研修となります。

ウ 本人の希望等を踏まえた研修

研修先は、本人の希望等を踏まえ、都立病院や感染症指定医療機関及び保健所等の行政機関における3～6か月程度のローテーションとなります。研修先は、都と研修候補先機関とで協議の上、都が決定します。

※ (1)、(2)及び(3)のいずれにおいても、勤務期間中は、一定の要件を満たす場合に、旅費、学会参加費、図書費等の研究研修費が支給される制度があります。

3 給与

都が、都の給与規定に基づいて給与を支給します。

退職手当は、都が、都の退職手当規定により支給します。

参 考

《例》 医歴6年、配偶者有り、子1人、世帯主の場合

(年収) **約850万円** (宿日直手当、超過勤務手当等実績給は含まず)

内訳：基本給＋初任給調整手当＋地域手当＋扶養手当＋住居手当＋期末勤勉手当

※このほか、宿日直手当、超過勤務手当等を実績に応じて支給。

(注1) 給与は都条例の定めるところにより支給が決定されます。

(注2) 採用前に給与改定があった場合は、その定めによります。

4 応募資格

(1) 感染症専門医コース及び感染症コアリーダー養成集中コース

採用予定日現在、医師法（昭和23年法律第201号）による医師の免許を取得後、満5年以上医療に従事しており、内科専門医（認定医）等に認定されている（令和7年度に認定予定の者も含む）満60歳未満で医師として診療業務が可能な者

(2) 感染症疫学専門家コース

採用予定日現在、医師法（昭和23年法律第201号）による医師の免許を取得後、満5年以上医療に従事しており、感染症対策等地域保健業務に従事あるいは従事しようとしている満60歳未満で、英語を用いたコミュニケーションが一定程度可能な者

ただし、(1)(2)ともに、下記に該当する者は応募できません。

- ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当する者
- ・民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

なお、医籍登録が年度の途中（4月1日から5月30日まで）の場合は、その年度の4月1日に登録されたものとみなし、免許取得期間を計算します。

5 応募書類

次の書類を、郵送にて提出してください。

- (1) 東京都職員採用選考申込書
- (2) 履歴書（東京都指定様式による。写真貼付のもの）
- (3) 職務経歴調書
- (4) 小論文

テーマ：「東京都の感染症対策において、あなたが考える課題と、その課題に対し医師として、どのように取り組むべきか、あなたの考えを述べなさい。」

回答字数：800字以上1,200字以内

書式：A4版、400字詰め 原稿用紙 横書き

※ 手書き・パソコンで作成のいずれでも可。枠外右上部に氏名を記載してください。

- (5) 医師免許証の写し 1部

- (6) 内科専門医等の認定証の写し、または証明書（感染症専門医コース及び感染症コアリーダー養成集中コース希望者） 1部

※ 提出された書類等は返却しません。

※ 履歴書等に記載された個人情報、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

※ (5)、(6)については、一次選考を通過した場合、面接の際に原本を確認させていただきます。

6 応募期間・方法

(1) 受付期間

令和6年7月8日（月曜日）から8月31日（土曜日）まで（当日消印有効）

→受付期限を令和6年10月31日（木曜日）まで延長する（当日消印有効）。

(2) 応募方法

郵送申込

(3) 郵送先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎30階南側

東京都保健医療局感染症対策部調査・分析課東京感染症対策センター担当

※ 封筒に赤字で「感染症医療支援ドクター応募書類在中」と記載してください。

7 応募から採用まで

(1) 応募書類を郵送してください（募集期間中は随時受け付けます。）。

(2) 一次選考（書類選考）を実施します。

(3) 一次選考の合否決定の通知を郵送で連絡します。（令和6年11月上旬予定）

合格した方へは、電話またはメールで二次選考（面接）の日時を連絡します。

(4) 二次選考（面接：東京都庁内を予定）を実施します。（令和6年11月中旬予定）

(5) 二次選考の合否決定の通知を郵送で連絡します。（令和6年11月下旬予定）

合格した方へは、電話またはメールで三次選考（面接）の日時を連絡します。

(6) 三次選考（面接：東京都庁内）を実施します。（令和6年12月上旬以降予定）

(7) 採用最終決定（令和6年12月中旬以降）

8 各コース終了後

(1) 各コース終了後は、「感染症医療支援ドクター」として、特別な理由がない限り、連絡先や所属等を東京都に登録いただき、定期的に、所属や派遣協力可能性等について東京都に報告いただきます。

(2) 各コース終了後も、有事の際に、都の感染症対策に関し、都、保健所、都が指定する医療機関等への派遣等の協力を求めることがあり、「感染症医療支援ドクター」として原則としてご協力いただきます。

9 その他

(1) 本採用選考の実施に当たっては、受験票の発行はしておりませんので御留意ください。

(2) 選考申込み後に、本採用選考を受験しないこととした場合は、速やかにその旨を下記連絡先まで連絡してください。

(3) 二次選考を通過した場合、三次選考の前までに次の①から③について、各1部をご提出いただきますので、ご留意ください。

①大学以降の卒業証明書の原本又は卒業証書の写し（卒業証書の写しの場合は原本を三次

選考の際に確認させていただきます)

②学位記(写し)(博士号取得者のみ)(原本を確認させていただきます)

③すべての職歴に関する在職証明書

なお、東京都以外で公務員であった期間がある場合には、人事記録の写し又は5(2)とは別に二次選考通過者に対して都が指定する履歴書の提出が必要になります。

※ 5の応募書類同様、提出された書類等は返却しません。

※ ①から③に記載された個人情報、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

<問合せ先・応募先>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都保健医療局感染症対策部調査・分析課

東京感染症対策センター担当

電 話 03-5320-4213(直通)

E-mail S1150702@section.metro.tokyo.jp